

# 落合千左衛門と伊勢屋 — 天明三年青森町騒動頭取の人物像 —

浪川健治

はじめに

天明三年（一七八三）の青森町騒動の頭取とされる伊勢屋市郎右衛門、すなわち落合千左衛門は義民として顕彰される半面、その実像についてはなお明らかでない点が多い。その理由のひとつは、同時代の人間の記録や評伝も含め、その人間像の全体にせまる著述を持たないからである。さらにアプローチする視角として、どうしても宝暦改革と関わらせて宝暦四年（一七五四）にそれまで世襲が続いていた青森町年寄村井伝右衛門に代わり町年寄職に就いたこと、また天明三年（一七八三）の青森町騒動の指導者という位置づけからその存在をみることにあろう。

その人物の評価は、近世においても毀誉褒貶が激しい。宝暦改革に批判的であった高照神社の祭司役後藤兵司による「高岡靈験記」<sup>⑤</sup> 乾では、爰に青森町の宿老村井伝右衛門と云るハ、祖先の功も有之、数代同所町年寄役を勤めし者なれ共、彼ハ正直一へんにて支配方手当宜しかりしかハ、勤方緩怠也とて知行を没収し、宿老を取上ケ、彼か跡として逸徹阿諂の伊勢屋市郎右衛門といへるてれん者を取立宿老とせしかハ、落合千左衛門抔と改名し、支配の町中己か曲れる意心を

以テ取贖<sup>ヒシキ</sup>しかハ、青森・油川に於て名有町人共、無実<sup>ムジツ</sup>に追放・闕所に及びし族上ケて計かたし、其悲歎言語に尽す、

（傍線は、筆者。以下同。）

「逸徹阿諂」、つまりおもねりを旨とした、「てれん者」（手練者）、人をだましてあやつる技巧・方法に長けた者として描かれる。後に触れるように、町年寄村井伝右衛門が「正直一へん」の人物かは甚だ疑問があり、後藤兵司の宝暦改革に対する反感が反映されている。

湊村の庄屋平山家の家記『平山日記』<sup>⑦</sup>では、青森町騒動に触れて、右之人数はさのみ頭取ニも無之候得共、平生町々ニ而小口利或ハ常々男達する者之よし、中ニも落合専左衛門と申人ハ元来青盛之歴々なれ共、身帯微<sup>ヨハク</sup>して老後町中之手習子の師をして暮とし候付、町中之願書を頼まれ書しとなり、元来御用じとく立障りし故、御さげすみ強くして、此人も捕しなり、しかも風雅ニして俳道ニも達し九三子と号して前句の撰みせし間、自他国へ名を知れし人なれ共、此度七拾余にして縄目<sup>（自得）</sup>の恥ニ及こそ命なる哉、としてゐる。「元来御用じとく立障りし故、御さげすみ強くして、此人も捕しなり」とある。「御用じとく立障り」とは、判断が的確で素早く

藩の意図を見抜き、また嘆願書などを作成する能力を持った、ともすれば藩にとって煙たい存在であったので、「御さげすみ強く」扱われたとされている。この「さげすみ」は見下すのではなく、推量する、人を見るという意味である。いわば、反権力ではないまでも非権力の人間で、そうした人間だからこそ騒動の背後にいと疑われたのだという。いずれにせよ、記録にみられる人物像は、その記録者の立場から好意的、あるいは否定に捉えられているといえよう。

## 1. 伊勢屋とその経済活動

### (1) 廻船問屋としての伊勢屋

伊勢屋市郎右衛門の名を「国日記」<sup>8)</sup>に確認できるのは、同宝暦元年（一七五二）六月十日条である。

一、伊勢屋市郎右衛門申立候、江戸御廻船筑前之金蔵船、当月朔日着船、御米積受、今朝出帆仕候旨申出、詮儀申付候処、金蔵船ニ而不残江戸廻出船相済候旨申出、織部江達之、承届旨申遣之、

伊勢屋市郎右衛門は江戸への廻船を差配する廻船問屋であることが確認される。実際、『青森市沿革史』宝暦三年（一七五三）九月二十一日条の、廻船問屋組合への新たに加入を認める際の儀定では、三〇軒の廻船問屋の一人として名があり、宝暦段階に廻船問屋であったことが確認できる。また正徳二年（一七一二）と享保二年（一七二七）の儀定には伊勢屋十右衛門の名がある。後に検討する山林の経営からも先代の可能性が高い。廻船問屋は商品の荷主とその輸送を行う船主を取り次ぎ、米

相場情報の収集・提供、船役などの徴収なども含む総合的な職務を内容とする。

表1は、『青森市沿革史』に収録された廻船問屋の仲間儀定等によって、青森湊の廻船問屋仲間を一覧する。元禄から宝暦期に至る五〇年間、総数はほぼ三〇人であった。ただし、構成員は安定せず、半数は入れ替わっている。とくに、元禄十六年（一七〇三）から正徳二年（一七一二）までの九年間に四分の一が、享保二年（一七二七）までの十四年間に三分の一近くが入れ替わり、十八世紀初頭における変化が著しかったことがわかる。これは、この期の青森湊が置かれた状況を反映したものである。

享保期の青森湊では、米穀が主の「運賃積」が落ち込み、船需要の低迷と船の売却が起こっていた。<sup>10)</sup>「国日記」享保九年（一七二四）二月二十一日条の「青森町惣船持共申立」では、**a**「青森町惣船持共」は、「家業船」を所持し青森湊と「松前・南部」を結んでの「運賃積」と帆待ち稼ぎで成り立っている。**b**「近年」は「運賃積雇候者も少」なく、地域間の海上交通全体が落ち込み、「御当所之船年々他所江売払」う状況で、今年は荷積船は惣町でも一〇三艘に減少し、「此船頭・水主」あわせ二九八人の「相統」が危うい。**c**荷積みも無く、「から船」での渡海もできず困惑し、惣船数のうち「少々宛之運賃積心当」りがあるのは二〇艘計りで、大方は「寝船同前」で、船頭・水主は「渴命」に及ぶしかない。青森湊の船数は、享保十三年（一七二八）には九六艘、船頭・水主二八三人、享保十五年（一七三〇）には船数は不明だが、船頭・水主二三五人と漸減傾向にあり、享保十七年（一七三二）には六三艘、船頭・水

表1 儀定等に見る廻船問屋一覧

1703年(元禄16)※1	1712年(正徳2)※2	1717年(享保2)※3	1753年(宝暦3)※4	1754年(宝暦4)※5	1750(寛延3)抜荷ほか※6
29人(*)	29人(*76%)	28人(*68%)	30人(*50%)	29人(落合含まず)	A + B12人(40%)
竹野屋清兵衛	竹野屋武左衛門	竹野屋武左衛門	竹野屋与次兵衛	竹野屋与次兵衛	(c)
生島七郎兵衛	生嶋七郎兵衛	生嶋七郎兵衛	生嶋七郎兵衛	生嶋七郎兵衛	B
播磨屋四兵衛	播磨屋四兵衛	播磨屋四兵衛	播磨屋三郎兵衛	播磨屋三郎兵衛	A
加賀屋安兵衛	加賀屋安兵衛	か、屋弥三兵衛	-	-	-
加賀屋善兵衛	加賀屋善兵衛	か、屋吉(善カ)兵衛	-	加賀屋善兵衛	B
村元四郎右衛門	村元四郎右衛門	村本四郎右衛門	村元四郎右衛門	村本四郎右衛門	
村元久四郎	村元久四郎	村本七右衛門	村本七右衛門	-	
能登屋作兵衛	能登屋作右衛門	のと屋作右衛門	-	-	-
成田太郎兵衛	成田太郎兵衛	-	-	-	-
中村弥平治	-	-	-	-	-
山本又右衛門	-	-	-	-	-
中村弥惣治	中村弥惣治	中村弥三郎	中村弥惣司	中村弥惣治	
塩屋惣左衛門	塩屋惣左衛門	塩屋宗右衛門	塩屋惣左衛門	塩屋宗左衛門	
佐藤三郎兵衛	-	-	-	-	-
中村喜兵衛	-	-	-	-	-
森本喜兵衛	森本喜兵衛	-	-	-	-
佐藤長三郎	-	-	-	-	-
佐藤亦兵衛	佐藤又兵衛	佐藤又兵衛	佐藤又兵衛	佐藤又兵衛	
能登孫十郎	能登屋孫十郎	のと屋孫十郎	能登屋孫十郎	-	
室屋佐左衛門	室屋佐右衛門	-	-	-	
松前屋茂兵衛	斎藤茂兵衛	斎藤茂兵衛	-	-	B
斎藤孫右衛門	斎藤孫右衛門	斎藤孫右衛門	斎藤与右衛門	斎藤与右衛門	
辰巳七郎右衛門	辰巳七郎右衛門	辰巳七郎右衛門	辰巳七之丞	辰巳七之丞	
松前屋庄左衛門	-	-	-	-	-
有馬屋喜右衛門	-	-	-	-	-
中村伝兵衛	中村伝兵衛	中村伝兵衛	中村伝兵衛	中村伝兵衛	
筑前屋善右衛門	筑前屋半九郎	筑前屋半五郎	筑前屋半九郎	筑前屋半九郎	B
石場屋甚五兵衛	石場屋甚五兵衛	石場屋甚五兵衛	石場屋甚五兵衛	石場屋甚五兵衛	A
村井吉兵衛	村井吉兵衛	村井吉兵衛	村井吉兵衛	村井吉兵衛	
	早瀬彦八	早瀬彦八	早瀬彦右衛門	早瀬彦右衛門	B
	品川三郎右衛門	-	-	-	-
	吹田次左衛門	吹田次右衛門	吹田次右衛門	吹田次右衛門	
	伊勢屋十右衛門	いせ屋重右衛門	伊勢屋一郎右衛門	(落合市郎右衛門)	
	藤田惣兵衛	藤田惣兵衛	藤田惣兵衛	藤田宗兵衛	B
	塩屋五右衛門	塩屋五右衛門	塩谷五右衛門	塩谷五右衛門	B
	八戸覚兵衛	八戸覚兵衛	八戸角兵衛	八戸角兵衛	B
		か、屋新太郎	加賀屋新太郎	加賀屋新太郎	
		佐藤三郎兵衛	佐藤三郎兵衛	佐藤三郎兵衛	
			石戸屋勘太郎	石戸屋勘太郎	A
			金沢忠兵衛	金沢忠兵衛	
			成田平左衛門	-	
			藤林四郎兵衛	藤林四郎兵衛	
			藤林源右衛門	藤林源右衛門	c
			佐藤吉右衛門	-	A
			三国屋権四郎	-	c
				笹原市郎兵衛	
				伊勢屋八十郎	
				滝屋善五郎	
				斎藤権助	

※1 元禄16年11月「船問屋定」、※2 正徳2年4月「問屋人数定」、※3 享保2年11月23日「問屋儀定」、※4 宝暦3年9月21日「仲間加入につき議定」、※5 宝暦4年7月7日「問屋株勝手の譲渡禁止につき儀定」は『青森市沿革史』による。町年寄落合市郎右衛門が儀定作成を命じ、名を連ねないので( )で表記。※6 A・Bは「国日記」寛延3年3月24日・26日条、cは同宝暦2年10月27日条による。ただし、(c)は推定。

主二〇〇人までに落ち込んだ。青森湊では船の売却が急速で、船持層を中心に窮乏が加速し、廻船問屋、とくに自ら船を所有して廻船に参画する者は困難な状況に直面する。これを如実に示すのが、享保二年(一七一七)の儀定に名のある「か、屋弥三兵衛」である。「国日記」享保七年二月十日条の「青盛浜町名主加賀屋弥惣兵衛申立」では次のように記している。<sup>(1)</sup> それによると、青森浜町の名主によると、五年の期限で務めていたが、親が老齢となり、また子も幼少で「問屋家業」を務め難く、「手船」も「破船」し困窮していた。「問屋家業」が困難になった理由は、家族経営の行き詰まりに加えて、生産手段である「手

船」を失ったことである。

前者は「加賀屋弥惣兵衛」家の個別的な理由であるが、後者は享保期を通じて減船が進む青森湊では、「手船」によって直接に積荷を回漕する経営が一般的に衰退したことを物語る。結局、廻船問屋の経営形態は、付船問屋・仕建問屋と称される船主から船を備船・借船する形態へと変化せざるを得なくなる。このことは、「手船」を持たない者が新たに廻船問屋として活動することを可能とする。とくに十八世紀初頭の廻船問屋の入れ替わりの激しさはそうした事情の反映であろう。この変化に対応した廻船問屋の一人が伊勢屋十右衛門であった。伊勢屋が廻船問屋として現れるのは、正徳二年（一七二二）の儀定からである。つまり、伊勢屋は元禄十六年（一七〇三）から正徳二年（一七二二）の九年間、十七世紀末から十八世紀にかけて地歩を築いた新興の廻船問屋であった。

## （2）「山師」としての伊勢屋

伊勢屋市郎右衛門について興味がひかれるのは、伐採と搬出を請け負う山師としての一面である。<sup>12</sup>「国日記」宝暦二年（一七五二）八月七日期の「伊勢屋市郎右衛門申立」では、

- 一、伊勢屋市郎右衛門申立候、青森御用木外浜久栗坂御山ニ而杣取被仰付候二付、野内御関所江杣子共通り願申出候二付、詮儀之上杣子御関所通り之儀は手代・杣子共人数、御関所江書出シ山師印形之木札ニ而致通用候様申付之、則左之通、
- 一、野内御関所通り御印紙頂戴被仰付候儀、
- 一、杣子三拾人・山頭壹人・手代壹人・米背負式人、都合三拾四人、

右之通申出候二付、御留守居組頭江も申遣之、

「青森御用木」を陸奥湾に面し浅虫の西南に位置する久栗坂の「久栗坂御山」で伐採することを命じられている。この申立は、そのための伐採を差配する山頭と伐採や運材を行う杣子などの野内関所の通行の許可を求めたものである。伊勢屋市郎右衛門はこのこととどのように関わっていたのであろうか。伊勢屋が山林との関わりを持ったのは、先代十右衛門の代にすでに確認できる。「国日記」宝永八年（一七一・正徳元）二月十九日条の「伊勢屋十右衛門覚書」では、次のように記される。

- 一、伊勢屋十右衛門覚書ニ而片岡九左衛門を以申立候者、去五月飛驒屋久兵衛江被仰付候大間越御山之内、津梅川・にら川・寺沢右三ヶ所御山、此度差上申度奉願旨久兵衛方より申参候旨申立、輒負江相達、申立之通申付候旨九左衛門江申遣之、

飛驒久兵衛は、姓は武川、名は倍行。<sup>13</sup>延宝二年の生まれ。二十三歳のとき江戸に出て栖原角兵衛の手代となった。元禄十五年（一七〇二）に松前にわたりエゾマツを伐採、江戸・大坂へ積み出して材木商として成功した。<sup>13</sup>この時すでに伊勢屋十右衛門は青森町の廻船問屋であり、運送手配など飛驒屋の弘前藩領での稼業に関わったこと、さらには請負に当たったの名義人となったことが考えられる。後に触れるが、伊勢屋十右衛門が廻船問屋として確認できるのは現時点では表1の正徳二年（一七二二）の儀定であり、元禄十六年（一七〇三）段階には名が見えない。「伊勢屋十右衛門覚書」では、飛驒屋が「大間越御山」のうち「津梅川・にら川・寺沢」の三ヶ山の杣取の許可を得たのは前年の宝永七年である。伊勢屋十右衛門が、「覚書」として飛驒屋の願いを町奉行に提出しており、



同人の名義によって「大間越御山之内、津梅川・にら川・寺沢」の柚取を入札請負としたものであろう。ここから、伊勢屋十右衛門が飛驒屋とも提携しうる財力と情報収集能力を持った存在であったことを読み取ることは可能であろう。

「国日記」宝暦二年（一七五二）六月十二日条の「勘定奉行申立」は、弘前藩領内、とくに青森・鱒ヶ沢での建築資材としての木材の涸渴を指摘する。その理由のひとつとして青森での大火を挙げるが、根本的な原因は両所共に従来 of 主要な供給地であった盛岡藩領からの木材の移入が途絶えていることとする。それは、過伐採による「山所不足」であった。実際に盛岡藩領では元文期（一七三六～四一）には、新田開発の展開と不作による窮民救済を理由とした御留山の開放によって山林荒廢は進んでいた<sup>14</sup>。青森では再利用によって凌いでいたが、鱒ヶ沢では有力な家では以前に買い調えていた木材を使っているが、寛延二年（一七四九）以降、翌三年にかけての飢饉のため中流以下の家々ではそうした木材を薪としてしまったため、雨漏りの繕いも出来ない状態であるという。このように、弘前領内では青森・鱒ヶ沢という町場を筆頭として、在方でも家屋の建設資材としての木材が払底していた。需要の増大は、直接的には火災であり、また寛延飢饉の際の暖房に多くが消費された為でもあった<sup>15</sup>。それが盛岡藩の森林資源の涸渴に重なったのである。伊勢屋がこうした木材需要に目をつけて、一層、山林経営へと傾斜していったであろうことは想像に難くない。

## 2. 伊勢屋市郎右衛門と山林―「国日記」宝暦二年八月十五日条―

### （1）山林経営と伊勢屋

「国日記」宝暦二年（一七五二）八月七日条の「伊勢屋市郎右衛門申立」の「青森御用木」の伐採では、周辺村落とどのように関わったのか。「国日記」宝暦四年（一七五四）八月十日条の「野内町并浦町村之者共申立」と「久栗坂村・浅虫村庄屋申立」では、

一、野内町并浦町村之者共申立候、瀧沢御山・久栗坂御山ニ而家木柚取奉願旨申出之、僉儀之上主水江達之、久栗坂・浅虫両村庄屋江家木柚取商売申付、右之者共買調候様申付旨申遣之、

一、久栗坂村・浅虫村庄屋申立候、外浜材木払底ニ付家木調兼候間、久栗坂御山伊勢屋市郎右衛門柚取末木、横内・浦町両組之者共江家木御役御積を以上納、柚取被仰付度旨申出之、僉儀之上主水江達之、御山見継為出情之申立之通御役無役ニ而柚取申付候、随分下直二右両組江相払候様、尤土場着之節地払御極印請候様ニ申付旨申遣之、

前述の「久栗坂」に加え、「瀧沢御山」が野内町と浦町村からの願いによって「家木」の伐採と売買を認められた。久栗坂村と浅虫村の庄屋の申立は、「久栗坂御山」で伊勢屋市郎右衛門がさきに伐採を認められた「末木」<sup>16</sup>分を、外浜での材木払底による「家木」に転用する柚取願である。藩は無役とする代わり伊勢屋が伐採した跡に自生した稚樹や、栽植した苗木の保護監視を村方に命じて用材の伐採を許している。

伊勢屋市郎右衛門と山林、そして藩との関係を知るものとして、「国日記」宝暦二年（一七五二）八月十五日条の山林伐採を請け負う「申出」がある。それは、江戸への「御登せ材木」の一件である。まず、どのよ

表2 1752年（宝暦2）「御国御登せ材木」見積もり

種類	寸法	形態	個数	備考
檜葉	2間6寸	角	557	
	2間5寸		500	
	2間5寸5歩		30	
	2間4寸		84	
	2間7寸		13	
	2間8寸		44	
	2間1尺		5	
		長2間・末口5寸より4寸	丸太	
	長2間半・末口5寸	56		
	長3間・末口5寸	50		
栗	長2間6寸	角	45	
檜葉	長2間6寸	角	13	
杉	長2間・幅1尺2寸・厚5寸	挽割物	2	
栗・桂	長6尺5寸・幅1尺2寸・厚6寸	平物	130	
檜葉・草槇	長6尺5寸・幅1尺2寸・厚6寸	板	193	44
	長6尺・幅1尺・厚5寸			58
	長6尺5寸・幅9寸・厚5寸			45
	長6尺5寸・幅1尺3寸・厚4寸5歩			46
檜		寸甫	720	本木に直し

「国日記」宝暦元年8月11日条により作成。個数の単位は、形態が角あるいは丸太は本。挽割物・平物・板・寸甫は挺。

うな用材が江戸へと送られたのか、どこから切り出されたのかを、前年の「国日記」宝暦元年（一七五二）八月十一日条の「来申ノ年御国御登せ材木」の「勘定奉行申立」で検討したい。これは明年の江戸上屋敷の修復に必要な諸材木を国許から調達するものである。ただし、山師高森三四郎（用達町人）が江戸に回送する二間六寸角と二間五寸のヒバ材各百本は差し除かれている。それを一覧したのが表2である。角材としてヒバ一二四六本・栗四五本、丸太としてヒバ三三三本、挽割物・平物・板として杉・栗・桂・ヒバ・草槇で三三五挺、寸甫は檜で「本木」で七二〇本にのぼる。

勘定奉行は、「附紙」で次の意見を上申した。まず、「売山」からの材木の買い上げは「高直」であり、各奉行所保管の木材は僅少で、いづれも必要量に対応できない。金木山師榊引甚兵衛は、外ヶ浜の「居家戸・金葛」、

内郷山の「戸沢山」での伐採を答申した。「栗角・草槇」のうち、栗は今別山に植生するので大川山で伐採するとし、「草槇」の値段は以前より安価に、「角類」は高値に答えた。再度問い質したが、以前とは違い伐採場所も遠いため取り決めた価格では折り合わないとのことであった。なので、「草槇」は申立の値段で今別山師に伐採させ、他は残らず榊引甚兵衛に申し付け、来月中旬までに伐採し来春に山出し集積場に送ることではどうかと、「御山方」にも聞き合わせた。

勘定奉行が下問したのは金木山師榊引甚兵衛に対してで、そのこと自体、甚兵衛が有力な山師として藩から認められていたことを物語る。また、勘定奉行が用材の伐採・運び出しを同人に申し付けることを前提として下問しているのも明らかである。こうした江戸での藩邸修築などに必要とされた用材の国許での伐採・回漕は翌年にも行われた。

## （2）「山師」伊勢屋市郎右衛門

「国日記」宝暦二年（一七五二）八月十五日条の記述で、宝暦元年（一七五二）の事例と大きく異なるのは、藩の山師への下問が金木山師榊引甚兵衛だけでなく、伊勢屋市郎右衛門にもなされて、対照のうえで判断されていることである。第1項から第8項は、下問された明年の江戸登せの用木の伐採箇所と費用の見込みへの返答である。

（第1項）  
一、榊引甚兵衛申立候、此度江戸御登せ御用木、杣取御山所并御代錢附共二申出候様被仰付候間、委細、左二申上候、  
右御用木之内、檜類は外浜之内金屑・居家戸・霰月、此三ヶ沢二而杣取被仰付候得は、戸沢御山杯と違、引越御物入は無御座候、

勿論船積も能御座候、外雜木類は今別御山之内大川沢ニ而杣取被  
仰付候得は諸材木三馬屋江土場着仕候故、御廻シ方御物入無御座  
候、積船も三馬屋江着岸被仰付候得は御差支無御座候、

<sup>(第2項)</sup>一、御代錢付之義は、古来より内郷・外浜・弘前廻共御本当御座候

而、其所々ニ寄り御本当ヲ以年々御用木山師ニ被仰付被下置、私  
儀も代り〱相勤来候、依之恐多申上候様奉存候得共、右御本当  
は古来諸山木沢山之時節ニ御定被仰付候御直段ニ御座候所、近年  
は取木至而払底故、少分之御用木ニ而も数ヶ山ニ而取集御注文之  
通出来仕候様成儀ニ御座候得は、別段之失却懸り難儀仕候間、御  
直段引下ヶ之儀は如何程と申儀申上兼候、乍恐脇方御尋之上相応  
之以御積被仰付次第相勤可申候、御尋ニ付奉申上旨申出之、

<sup>(第3項)</sup>一、伊勢屋市郎右衛門申立候、明年江戸為御登御用木杣取御代錢、

下直ニ差積奉差上候様被仰付奉畏候、私儀当春外浜御用木奉願候  
処、被仰付被下置、又々此度江戸為御登御用木杣取方之儀御尋被  
仰付、重々難有仕合奉存候、然は御用木御入付直段之儀は前々諸  
山共取木沢山御座候御定被仰付候所、唯今ニ而は何れ之御山所  
も至而取木無数、杣取方早敢取不申、失却入増申候得共、右奉申  
上候通、私儀当年始而外浜御用木山師被仰付被下置、外聞実儀ニ  
相叶、殊ニ当年米・塩噌共ニ下直ニ而杣仕込物入等も減シ可申と  
奉存候間、御代錢之儀は仕込入用帳目録之表ヲ以杣取可奉差上  
候、明年為御登之儀は乍恐為冥加之随分御代錢下直ニ相当り候  
様、杣取奉差上度奉存候、

<sup>(第4項)</sup>一、御山所之儀は襲月御山并私受所久栗坂御山、右両所ニ而杣取被

仰付被下置度奉存候、雜木は桂ニ限り候而は外浜御山之内ニは無  
御座候間、榎・桂・栗・榊・やす・しな之類ニ而不苦御儀ニも御  
座候は、今別領大川沢之内雜木御留山ニ而杣取被仰付被下置度奉  
存候、右檜・雜木共杣取土場着可奉差上候、

右之通御尋ニ付奉申上候、随分相勤杣仕込入用之通ニ而勘定仕立  
可奉差上候、尤右之通難被仰付御儀ニも御座候は、御直段御定御  
座候上は如何程成共以御積被仰付次第杣取可奉差上候旨申出之、  
<sup>(第5項)</sup>一、右同人申立候、明年江戸御登せ御用木杣取御代錢之儀、杣仕込  
帳面目録之表ヲ以可奉差上旨奉申上候処、右目録之表ニ而忒間五  
寸角壹本何程ニ相当り可申哉、其外之材木も大都右割合直段ニ相  
当り可申哉、御尋ニ付左ニ奉申上候、

<sup>(第6項)</sup>一、檜忒間五寸角上中下、平均壹本ニ付土場着御代錢壹匁四分位  
(一行分ちり書)

「但右之外六寸角以上も御定直段より右割合ヲ以引申候」、  
<sup>(第7項)</sup>一、平物之類は雜木ニ而おもく御座候間、出シ方・流方共ニ失却入  
増申候ニ付、檜角類並ニは出兼申候、雜木之分は御定直段と被召  
置被下度奉存候、

<sup>(第8項)</sup>一、杣御役之儀は仕込目録表ニ而奉差上候儀ニ御座候間、杣御役上  
納仕候而は私損分ニ相成申候間、此段御免被成下度奉存候、  
右之通御尋ニ付奉申上候、尤当年米・塩噌下直ニ御座候間、右積  
直段より下直ニも相当候様出情仕、奉差上度奉存候、且又此節遲  
成、秋更杣入仕候而は杣子働方早敢取不申、随而來春出シ方共ニ  
差支相成申候故、失却入増申候儀ニ御座候間、乍恐何れニも早速  
御沙汰被成被下度奉願旨申出之、山方詮儀申付候処、附紙左之通、

居家戸・金屑・襲月、右三ヶ沢、櫛引甚兵衛・伊勢屋市郎右衛門  
兩人江御登せ御用材木杣取之儀被仰付可然哉、且又居家戸・金  
屑、柴立之外空地ニ而穿木、甚兵衛・市郎右衛門兩人之内何れ江  
被仰付可然候哉可申上旨被仰付、左ニ申上候、

<sup>(第9項)</sup>

一、櫛引甚兵衛儀、古来より金木御用木山師ニ而是迄御用も首尾能  
相勤候ニ付杣子杣子も巧者ニ可有御座と奉存候、殊ニ居家戸・金  
屑両沢ニ而去年御登せ御用材木時節遅り杣取被仰付、過分失却入  
増、当春御廻船前々土場着致候、右末木杣入罷有候、右両沢下空  
地寝木之儀ニ御座候ニ付、外より杣入被仰付候而は紛鋪筋も御座  
候間、右穿木は同人江被仰付、此度御登せ御用木之内、寸甫千三  
百挺御座候間、此分は穿木ニ而杣取仕候様、外は出合次第御用木  
杣・木舞共取出シ差上候様可被仰付候哉、左候は寝木・穿木は別  
而失却入増申候ニ付、御定直段ニ被仰付候儀、如何可有御座哉、

<sup>(第10項)</sup>

一、伊勢屋市郎右衛門儀、前々より御廻船御用取扱相勤候ニ付、

段々御山被仰付候、殊ニ外浜御用木山師当春被仰付候、然は此度  
御登せ御用材木杣仕込目録之表ヲ以差上ケ可申旨申出之、御定直  
段より下直ニ相当可申儀御座候間、寸甫之外、材木類は不殘同人  
江御入付可被仰付候哉、

右之通御尋ニ付、存寄り申上候、御登せ御用木、甚兵衛・市郎右  
衛門兩人江被仰付候様可申上候得共、左候得は襲月沢・今別大川  
沢、右式ヶ沢兩人より申出候ニ付、双方より杣入仕候而は紛敷筋  
御座候而山役人共政道及兼、御山荒ニ相成候儀難計奉存候間、右  
之通仕分ケ申上候、勘定奉行江も御尋之上如何可被仰付候哉、

勘定奉行詮儀之上、附紙左之通、

江戸御登せ木杣取之儀、又々思召之趣御尋被仰付、紙面之趣申出、  
此趣如何候哉、今一応沙汰之上申出候様被仰付候間、左申上候、

<sup>(第11項)</sup>

一、居家戸・金屑山穿木之儀、伊勢屋市郎右衛門江外浜御用木、当  
年久栗坂山ニ而杣取被仰付候ニ付、同人江杣取可被仰付哉之旨、  
最初申上候、然は当年江戸御登せ木、居家戸・金屑山ニ而杣取跡、  
末木伐株之類、先達而甚兵衛申立之上杣取被仰付、此間杣入仕候  
由、左候得は外より又々山師杣入仕候而は杣子入込紛敷筋可有御  
座候様ニ奉存候間、右穿木之分は御山方存寄之通、直ニ甚兵衛江  
杣取可被仰付候哉、尤来年御登御用木之内、寸甫千三百挺、右穿  
木ヲ以御定直段ニ而甚兵衛江杣取可被仰付哉之旨、御山方より申  
出之通生木と違、穿木は過分失却入増、尤寝木ニ而杣取仕候得は  
生木ニ而其分差除、生木之足に相成申候間、御定直段ニ而杣取  
候様可被仰付哉、

<sup>(第12項)</sup>

一、伊勢屋市郎右衛門、只今迄受所久栗坂山并外ニ襲月・今別山之  
内ニ而杣取之儀、山所差支無之由、御山方より仕分ケ申出候通、  
其外直段等之儀は最初私共より申上候通可被仰付候哉、右之通  
早々杣入雪降敷不申内、不殘杣取仕廻候様可被仰付哉、此段申上  
旨申出之、織部江達之、勘定奉行附紙之通申付之、山方江も申遣  
之、

第1項と第2項は、櫛引甚兵衛の返答で、第1項では檜類を外ヶ浜の  
金屑・居家戸・襲月の三ヶ沢で伐採すれば伐採箇所の移動はなく、雑木  
は今別山のうちの大川沢で伐採すれば三厩に集積でき、船積みするにも



都合が良い。**第2項**では代銭は本来は定められているが、近年は山林荒廃のために広範囲に伐採場を広げなければならない。このために経費が掛かり、どれほど用木の代銭が引き下げられるかは定かではない。

**第3項**から**第4項**は、伊勢屋市郎右衛門の返答である。**第3項**で伊勢屋は宝暦二年(一七五二)春に外ヶ浜での用木伐採を願い出て許可され、またこの度江戸為登の用木の伐採について下問されありがたい次第である。山林の荒廃が進んでいるので経費がかかる。しかし、「当年始而外浜御用木山師被仰付」れた。「仕込入用帳目録」によって、明年はできるだけ安価に伐採を行いたい、としている。**第4項**では、伐採を行うのは巽月山と「私受所」である久栗坂山で、雑木は「梅・桂・栗・榎・やす・しな之類」でよいなら、御留山である今別山のうちの大川沢で伐採し、何れも集積場まで下ろすとする。**第5項**は、伊勢屋が「柚仕込帳面目録之表」によって示すとした明年の江戸への「登せ御用木柚取御代銭」について、「式間五寸角壺本」の値段その他について具体的に問うたものである。**第6項**から**第8項**は、それへの回答であり、出費を抑え可能な限り安価とする旨も述べられる。これに続いて、この一件について取り調べを命じていた山方の意見が記される。

それは、櫛引甚兵衛・伊勢屋市郎右衛門の返答を承けて、居家戸・金屑・巽月の三ヶ沢での伐採をどちらに認めるかである。**第9項**では、櫛引甚兵衛は古来よりの金木御用木山師で、これまで首尾好く勤め上げ配下の柚子も功者である。とくに昨年の居家戸・金屑沢からの江戸登用材は時季外れの申し付けで多分の失費を生じさせた。この度は同人に寸甫千三百挺を申し付けることを提案する。**第10項**では、伊勢屋市郎右衛門

は前々から「御廻船御用取扱」を勤め、段々と「御山」を仰せつけられ、ことに「当春」からは「外浜御用木山師」ともなった。提出した「御登せ御用材木」の「柚仕込目録之表」では「御定直段」より安価なので、寸甫以外の材木類はすべて同人に申し付けてはどうかとする。

山方は詮議の結果を次のように上申した。「登せ御用木」を、甚兵衛・市郎右衛門両人に申し付けるよう上申したが、両人から巽月沢・今別大川沢の二ヶ沢での申出があり、伐採が錯綜して「御山荒」となることを恐れ伐採区域の仕分け案を示し、さらに勘定奉行の協議を得ることを求めたのである。

本論に関わるのは以上であり(続けて、「一、勘定奉行江最初詮議申付附紙之趣、左之通」で始まる5項目があるが、行論の都合上、省略した)、ここから次のことを知ることができる。この時点での藩の伊勢屋市郎右衛門についての認識は、**第10項**の「前々より御廻船御用取扱相勤候二付、段々御山被仰付候、殊二外浜御用木山師当春被仰付候」という記述に如実に示される。伊勢屋は廻船問屋から徐々に山林経営に進出した。そして、宝暦二年(一七五二)からは外ヶ浜に活動の場を広げて「外浜御用木山師」となった。その足がかりは**第12項**からも、「久栗坂御山」であったことが推定される。すでに先代伊勢屋十右衛門が山林経営に関わっていたことは「国日記」宝永八年(一七一・正徳元)二月十九日条の「伊勢屋十右衛門覚書」に見えている。<sup>17)</sup>

### 3. 町年寄落合千左衛門の誕生

## (1) 安方御蔵の寄進

伊勢屋市郎右衛門は、宝暦四年（一七五四）に青森町年寄に任ぜられるが、それに先立ち「津軽編覽日記」<sup>(18)</sup> 宝暦四年（一七五四）六月条には、

一、同月、青森伊勢屋市郎右衛門と申者、為冥加、願之上青森安潟町之御蔵ニケ所立、安潟之御蔵、此時立初る、同人後落合専左衛門と改、町年寄被仰付候、

とあり、その後に青森町年寄になったことを記している。安方御蔵の寄進が町役人となる糸口として、権力への接近を想像させる。

「国日記」宝暦五年三月十二日条では

一、調方勘定奉行申立候、青森町年寄落合市郎右衛門義、去年存寄御届申上、安方町ニ而御米蔵造立仕、此節為冥加自分物入を以取立申度由ニ而去秋成就仕候上、右働方を思召、同所町年寄被仰付候、其後右代金被下置候御沙汰も無御座候、右役方も違、其上右失却分不被下置候而は、当時同人於勤方ニ不宜意味合も承知仕候間、此度御金貳百両、去年御蔵取立方ニ付過分物入も可有之儀を思召被下置之旨被仰渡候様奉伺旨申出之、伺之通申付之、右之段

青森町奉行江も申遣之、

と、青森町年寄落合市郎右衛門が、宝暦四年（一七五四）に安方町に米蔵を「冥加」として建造し秋には落成した。この「働方」を買われて青森町年寄を命ぜられたのだとしている。しかし、まったくこの代金を藩が支払わないのも本人の失費を考えれば良くないので二〇〇両を下賜することとしている。しかし、さきに見たように、町年寄の任命は唐突な米蔵の寄進によってではなく、これまでの「山師」としての接近があっ

てのことで、多大な木材を要する寄進はその象徴的できごとであったと考えるべきであろう。

なお、伊勢屋市郎右衛門が青森町年寄となったのは「国日記」宝暦四年（一七五四）七月十一日条の次の記述によってである。

一、青森町人伊勢屋市郎右衛門儀、同所町年寄被仰付、新知五拾石被下置候旨申渡候様、同所町奉行江書状を以申遣之、

また、「国日記」宝暦四年（一七五四）七月二十日条では、

一、青森町年寄伊勢屋市郎右衛門申立候、私先祖之苗字落合と相改申度旨申出之、窺之通申付之、

と、この段階で伊勢屋を落合と改めている。ただし、「国日記」宝暦五年三月十二日条の「調方勘定奉行申立」でみたように、名前は市郎右衛門を用いている。千左衛門に変わるのには「国日記」宝暦七年（一七五七）十一月二十七日条の甥の伊勢屋藤太郎の養子願である。

一、落合千左衛門儀、男子無之候ニ付、甥伊勢屋藤太郎儀養子願之通申付候、此旨申渡候様ニ青森町奉行江連名之切紙申遣之、

一、右願書付、左之通、

乍恐以書付申上候、私儀宝暦四戌年七月御奉公被召出、青森町年寄役被仰付、新知五拾石被下置、冥加相叶難有仕合奉存候、然は私儀当年四拾六歳罷成、未男子無御座候、依之私甥伊勢屋藤太郎儀当年十九才罷成申候、私嫡子被仰付被下置度奉願候、宜御沙汰奉仰候、以上、

落合千左衛門

宝暦七丁丑年十一月

名乗書判

三 久太郎様

成 茂左衛門様

ここでは、「落合千左衛門」が名乗られている。この記述によれば、宝暦七年（一七五七）に数えて四六歳となるので正徳二年（一七一二）の生まれになる。表1の伊勢屋十右衛門が廻船問屋の儀定に初めに名を出した頃に生まれており、すでに廻船問屋となっていた伊勢屋を引き継ぎ、「山師」としての経営を拡大することによって町年寄にまで上り詰めたことになる。

しかしながら、前述の「国日記」宝暦五年（一七五五）三月十二日条の「調方勘定奉行申立」が、伊勢屋市郎右衛門が青森町年寄に取り立てられた理由を安方町に建設した蔵を藩に寄進したために、「右働方を思召、同所町年寄被仰付」としているのには疑問が残る。なぜならば、こうした寄進行為は伊勢屋のみではなかったからである。例えば、この伊勢屋の寄進が行われた同時期、「津軽編覽日記」宝暦四年（一七五四）六月条では、「一、同月、堤町八田と申町人、為冥加、堤川之橋懸る、<sup>19</sup>」という記述がある。したがって、蔵の寄進は町年寄任命の名目かも知れないが、そのみが本質的な理由であったとは考えられない。

## （2）町年寄改替の意味するもの

青森町役人の改替は、「国日記」宝暦四年（一七五四）七月九日条によつてである。

一、於青森町奉行所申渡

青森町年寄

村井伝右衛門

其方儀、年来勤方不宜、私曲之儀已而有之付、知行被召上、永之御暇被下置之、<sup>(而巳)</sup>

申渡

青森町奉行

同所在番

御目付代

勤番目付

青森町同心

改替理由は、「年来勤方不宜、私曲之儀已而有之」とされ明確ではない。ここで問題となるのは、第一になぜこの時期に青森町年寄が改替されたのか、第二になぜ伊勢屋が取り立てられたのかであろう。

第一点についてみると、この時期に改替されている町年寄などは青森だけではなく、①弘前町年寄、②今別町年寄、③碓ヶ関「町頭」、④外ヶ浜と西浜の獵師頭等が確認できる。

①「国日記」宝暦三年（一七五三）四月十三日条では、弘前町の「町年寄松井四郎兵衛・松山善左衛門、支配方取扱不宜義共有之二付、御奉公遠慮申付候」と「支配方取扱不宜」ことを理由に「奉公遠慮」となっている。②「国日記」宝暦四年（一七五四）六月二十日条の「今別町奉行申立」では、今別町年寄小鹿喜右衛門が「無調法」によって追放されたこと、町年寄代として中道藤右衛門が勤めていることが記される。③「津軽編覽日記」宝暦四年（一七五四）五月条では、同月に碓ヶ関「町頭」二人が、三里四方追放・「跡」は「闕所」となったことを記している。これに相当するのは「国日記」宝暦四年（一七五四）五月十三日条で、「碓関町同心山田惣右衛門」が「不届之勤方有之候二付」として「碓ヶ関追放」、家財は妻子に下し置かれており、さらに肩書きが記されず「花田孫左衛門・若狭屋作兵衛」が「年来勤方不宜、私曲之儀」<sup>(而脱之)</sup>有之、剩町中之風俗迄を乱し、人気を姦曲ニ導候仕方、甚不届之至」として「弘

前并碓関より三里四方追放」となっている。「津軽編覽日記」宝暦四年（一七五四）五月条の「町頭」二人と符合しよう。④「津軽編覽日記」宝暦四年八月条では「外浜獵師頭窪田金右衛門」・「鱒ヶ沢獵師頭嶋ノ与助・鴨野次右衛門」が知行三〇石を召し上げられたとしている。

いずれも、「勤方不宜」、「無調法」などを理由としており、詳しい事情は分かり兼ねる。ただ弘前の町年寄については寛延期にまで遡ると、その一端を知ることができる。「国日記」寛延二年（一七四九）一月二十一日条では、

一、町年寄松井四郎兵衛儀、年来町人共江自己之用事度々申懸、我俣之致方共有之段相聞得候、急度相愼罷有候様ニ可申付旨、町奉行江申遣之、

一、小野三右衛門申立候、町年寄松井四郎兵衛儀、年来町人共江自己之用事度々申懸、我俣之致方共有之段被為及御聞、急度相愼罷有候様ニ被仰付奉畏候、相愼候様に被仰付候得は、門閉相愼罷有候様可申付哉、愼一通之儀にては前々より門閉不申候ニ付、此段奉伺旨、作右衛門江達之、門閉候様ニ申付候旨、申遣之、

町年寄の松井四郎兵衛が職権を笠に一般の町人を私的に使役していたことが「我俣之致方」として咎められ、「急度愼」みとなっている。この「愼」みは「国日記」寛延二年（一七四九）三月十七日条で許される。そうした恣意的な傾向を強めていったことが、「国日記」宝暦三年（一七五三）四月十三日条における「支配方取扱不宜」という結果を招いたものである。この時期は、宝暦改革が開始される直前であり、それに先駆けての町支配機構の改変として捉えることもできよう。

「津軽編覽日記」によって流れを追うと、宝暦三年（一七五三）には、一月十一日に乳井市郎左衛門が勘定奉行となって、「万事勘定所吟味相改」めを命じられた。九月には乳井は「勘定所惣調御用手伝役」となっている。十月二十六日には勘定奉行外崎佐五兵衛が「職務不通」の上に「御奉公を恥しめ」たとして、同じく石岡十蔵が「役儀之誓詞を致忘却」し「猥増威を加へ人民之飢寒をも不顧、不実之至」りとして、いずれも半知の上、留守居組に落とされている。同日には勘定小頭・勘定人等五人・加勢二人が「勤方不宜」として役下げとなったほか、石渡蔵方の蔵米一五〇俵余りを「引負」した「無調法」で手廻組・馬廻組番士四人が、また新たに勘定人四人も「役所取扱、私曲」として「永之御暇」となっている。勘定関係での不正役人の一掃が図られた時期に相当している。

この時期にあつて、勘定方の体制の整備は急務であり、しかも十月二十七日に用人棟方十左衛門は用番勘定奉行乳井市郎左衛門に、今後人手不足を口実とした「御用不メ」の者には「御奉公御暇願」を出させるよう申し渡している。勘定所では毎日の「出仕帳」に名を書き入れた後に、理由を付けて勝手に家に戻る者があり、こうした指令を受け勤務を徹底するために、以降は帳面への出勤の書き入れを止めることとしている。

このように、宝暦三年、乳井市郎左衛門が勘定奉行に就任すると、勘定方の綱紀肅正が実際の処罰をともなつて断行された。

とするなら、①から④は、そうした勘定方の綱紀肅正・不正追及の動きに連動して進行していたことになる。そのようであるならば、青森町年寄の改替も実はそうした町支配強化の一環であったことは疑いないであろう。それでは、村井は何を咎められたのであろうか。抽象的な処罰



理由しか記されない以上、それはこの間の青森町年寄に関わる諸記録から追う方法を取らざるを得ない。

「国日記」寛延三年（一七五〇）七月六日条において、寛延二年（一七四九）からの飢饉に際して、状況を把握できず、多くの窮民を餓死に追いやったとして青森町奉行関権次郎と瀧川藤九郎が叱責されている。加えて、近年、不熟が続き米穀の津留を命じたにもかかわらず、「青森町之者共」が「隠津出」を行い取り締まりをゆるがせにした上、その過料もなかなか徴収できないことも理由であった。同日、青森町奉行所では青森町役人二人へも同内容の申し渡しがなされている。

一、於青森町奉行所申渡之覚

青森町年寄 村井伝右衛門

右 小田善左衛門

其方共儀、去冬於青森餓死之者有之処段々取計不宜、其上御法令を背き隠津出致候者重科之者共二候間急度被仰付候処、以御憐愍過料二而御免被仰付候処、銘々我俣成申分而已二而出金早取取不申候、惣而支配下取扱不情之段不届之至候、急度相慎可罷有候、

出座同所之在勤之御目付代

青森町年寄は、村井・佐藤の両家が勤める。「国日記」寛延元年十月二十二日条では、佐藤勘右衛門が死去したが忰与左衛門は若年のため、親類の小田善左衛門が与左衛門が「相勤り候迄」は「町年寄番代」となった。与左衛門は、「国日記」寛延元年十二月一日条で青森町年寄佐藤勘右衛門の跡式を相続したが、若年の内はなお善左衛門が「番代」を勤めることが命ぜられた。佐藤与左衛門が町年寄になったのは「国日記」宝

暦元年（一七五一）閏六月二十二日条によってである。

青森町奉行・青森町年寄とも寛延飢饉時における窮民救済や青森湊での抜荷の横行について不手際を咎められたが、わずかに「慎」に処せられたのみで、事実上見逃されたといえよう。しかし、青森湊では表1にみるように、確実に抜荷に関わった廻船問屋は40%、不確実なものを入れれば半数が加担していた<sup>21</sup>。しかも、Aは、「船問屋」（廻船問屋）であり、廻船と荷主に介在し荷物の積込み・荷揚、廻船の手配などを斡旋、買積の廻船の場合は荷物の売買など取引を船頭と行うものである。油川は自船以外の入津が認められていなかったため、「宿船」を用いて「抜米」の積込み・売買を行ったものと考えられる。Bは、いずれも「船問屋」として所有する松前家中の名義の船や漁船を利用して、「旅人用米」と偽って他領に「抜米」を行ったものである。その際、盛岡藩領野辺地湊からのタバコの「抜荷」も行っていた。

町年寄村井伝右衛門・小田善左衛門は、適切な窮民救済を行わなかったばかりか、半数に及ぶ廻船問屋の抜荷を見逃し、また進んで処断することなく、事実上、助長していたのである。そして、小田善左衛門は「町年寄番代」に過ぎなかったことを見れば、それを主導したのは村井伝右衛門であったことは明白である。

C 宝暦改革以前には、「国日記」宝暦二年（一七五二）十月二十七日条で藤林源右衛門・三国屋権四郎・竹野屋吉三郎の三人の「青森問屋」が、平生から「心入不実」で「諸方江取入」って、「自分家業之外、私之勝手而已心懸、湊方勤番所江も、右心得二而致出入不宜儀共相聞」えるところという取り締まりをかくくぐって抜荷を図るかの行為があっても、結

局、「用捨」され訓戒で済まされてしまうような癒着が横行していた。

しかし、宝暦改革とは、単純化すれば、用達商人や大庄屋とされた在方の「重立之者」に依拠して商品の需給関係を徹底的に統制し、経済を可能な限り藩内で完結させようとするものであった。<sup>22</sup>そこでは、そうした経済政策に抵触する脱法あるいは非合法な行為は否定される。そのため、諸改革のなかにそうした基調と齟齬する行為をし、あるいは助長する存在は可能性も含めて徹底的に排除されなければならない。

改革の過程で、新たな町年寄としての期待を担うべき存在は、そうした改革基調を踏襲しうる存在である。そこでは、適切な窮民救済を試み、またみずから抜荷を行うことがないばかりかそれに関与しないことで、情実には流されることなく厳しく統制が可能なのが条件となる。この点において、伊勢屋市郎右衛門は、その経済基盤を廻船問屋としての経営のみにおいていなかったこともあり、寛延期以来の抜荷に関わることはなかった。とくに、宝暦二年（一七五二）以降、「山師」として藩用材の「杣取」を通じて積極的に宝暦期の藩政と関わりを持ち、かつそのような条件をクリアする存在として町年寄に抜擢されたと考えることが出来るよう。

### (3) 落合千左衛門の二重の人物像

「はじめに」で取り上げた伊勢屋市郎右衛門の二つの相反する評価はどのように理解すべきなのであろうか。伊勢屋は十八世紀初頭における廻船問屋の入れ替わりという変化から、先代の伊勢屋十右衛門が元禄十六年（一七〇三）から正徳二年（一七一二）の九年の間で廻船問屋とな

り、十七世紀末から十八世紀にその地歩を築いた新興の廻船問屋であった。同時期に十右衛門は山林請負として、江戸の薪炭・材木問屋の栖原屋との関係をも持っていた。市郎右衛門は、この山林経営を通じて宝暦期には「山師」としての地歩を確固のものとした。これは、藩用材の伐採と江戸への回漕を内容とし、青森湊の廻船問屋としての一存在から江戸を拠点とする経営の広がりを実現したのである。

伊勢屋市郎右衛門について、さらに「国日記」宝暦二年（一七五二）五月十五日条の「青森町大坂屋与次兵衛・伊勢屋市郎右衛門・板屋宇兵衛申立」では、この三人が海岸筋を廻り長崎俵物となる煎海鼠の買い取りをすることが記される。「国日記」宝暦二年（一七五二）八月十五日条では、「長崎御用俵物方支配人、青森町奉行江差出之書付」が記される。「御領分煎海鼠一手二買入」について、「長崎御用俵物方支配人」からの書付で「長崎俵物御請負九人之者」の領分の煎海鼠の一手買受の願いと、「浦々集方之儀は御当地本町大坂屋与次兵衛・浜町伊勢屋市郎右衛門・米町板屋卯兵衛、右三人江支配致せ申度段、私共より以口上書奉願候」と「長崎御用俵物方支配人」の要望として三人の名が挙げられたことが分かる。それは、年々、「松前・南部江俵物支配二罷下」り、また「御国元」に弘前藩領を一手に扱うには手が回り兼ね、「右三人之者江集方支配之義」を頼みたいとするものである。

大坂与次兵衛は「国日記」宝暦二年（一七五二）六月十五日条によって「青森下改」役であったことが分かる。が、この記事はその病死を記すもので、八月十五日条と矛盾する。したがって、この「長崎御用俵物方支配人」からの書付が出されたのは段階では、与次兵衛病死を知らな

かったと考えられる。「青森下役」は外ヶ浜での抜荷の取り締まりが職務であり、沿岸村落への強制力を行使し得る立場にある。また、時期はかなり下るが、板屋宇兵衛は「国日記」安永二年（一七七三）二月三日条で、「外浜諸湊運上」、すなわち「外浜諸湊出入物運上」の徴収請負人となっている。その際に、「海辺為御メ夜廻り仕度」と一体の巡視・取り締まりも認められている。宝暦二年（一七五二）に煎海鼠の領内各浦からの買い取りを委任された三人の内、二人までが藩の浦方支配の末端にあった。それだからこそ、「長崎御用俵物方支配人」は煎海鼠の買い上げを委託したのであり、同じように伊勢屋市郎右衛門も浦方にそうした影響力を及ぼしうる立場にあったことが想定される。

伊勢屋市郎右衛門の経営は、投機的に抜荷にまで手を染める青森湊の廻船問屋のあり方とは大きな相違が見られる。投機的な抜荷はとくに飢饉時の隠匿米によって引き起こされる。それは、寛延飢饉によって露呈した。「抜荷」は十八世紀における上層農―地主―在方商人の経営の成立とその藩による基盤化を根底としており、それと旧来的な流通統制体制の動揺が結びついて起こっている。それでは、藩はこうした新たな展開に対して有効な対応を取り得たのであろうか。「国日記」寛延三年（一七五〇）十二月二十四日条では、この「抜米」に関与し問屋家業取り上げとなっていた「青森町問屋拾貳軒・油川村問屋貳軒之者共」全員に、以後の取り締まりにつき「急度証文取」ったのみで再び「問屋家業免許」を与えている。藩は過料のほかは、事実上、九ヶ月間の家業停止を課しただけであった。これは、青森湊の約半数、油川湊のいずれの船問屋も関与したものであるために、これらの営業の再開を許可しなければ二つ

の湊の廻船と荷主の間を取り持ち、荷物の積込み・荷揚、廻船の手配などの斡旋、買積の廻船の荷物の売買といった業務が遂行できず、港湾機能そのものが低下・停止してしまうことを恐れての処置と思われる<sup>23</sup>。

この時期に代替された町年寄などは青森だけではなく、①弘前町年寄、②今別町年寄、③碓ヶ関「町頭」、④外ヶ浜獵師頭等が何らかの処分を受けている。これらは、そうした旧来的な流通統制体制に依拠しながらも、その任にあるものを改替することで統制することを目指したものである。そうしたとき、廻船問屋としてだけでなく、「山師」としても広く交易活動圏を持ち、さらに長崎俵物（煎海鼠）の買い入れなどで浦方にも影響力を持った伊勢屋市郎右衛門を、藩政改革を志向する藩権力が旧来的な町年寄の湊支配に代わる存在として着目するのは当然であろう。

それでは、町年寄落合千左衛門による町政とはどのようなものであったのであろうか。『青森市沿革史』宝暦四年（一七五四）七月条の同七日付で、廻船問屋が「勝手不如意」を理由に「家屋敷并問屋名目」を譲与する場合は、町年寄に届けることを町名主を通じ問屋仲間全員に命じている。廻船問屋株の移動を禁じたものではないが、届け出を義務化する<sup>24</sup>ことで町年寄がその把握を図ったものである。さらに、表3のように「国日記」宝暦四年九月六日条では、孝行者・貞女に加えて役儀熱心の者を褒賞し、逆に勤方不良の者や不孝者・貧窮者を労らない者・不屈者については、役下げ・給分召し放ちの上追放・町払に処している。それらは、宝暦改革へと向かう勘定方での宝暦三年（一七五三）の一連の動向と極めて類似するが、異なるのは処罰だけでなく、顕彰も同時に行わ



表3 1754年（宝暦4）および55年の青森町での賞罰

賞罰	役職等	名前	賞罰理由	賞罰内容
褒賞	大工町名主	坂牛近右衛門	実躰相勤、生得律儀。	一生町役赦免。
		加賀屋八郎太郎	母親孝行、実躰渡世。	一生町役赦免。
	廻船問屋	中村弥三次	家業不如意にもかかわらず正直渡世。	一生町役赦免。
処罰		山本清七後家	夫清七長患・沢山の子養育。夫死後も貞心。	俵子10俵被下置。
	作事役人	工藤覚兵衛	勤方、不宜。	町同心へ帰番。
	町同心警固	佐藤甚太夫	勤方緩せ、町同心取扱不宜。	永之御暇。息子町同心新規召抱。
	町同心警固	吉田次郎右衛門	勤方不宜、人足取扱不宜、私曲。	給分召放、永之御暇。
	人遣	相馬伊兵衛	数年来勤方不宜、私曲而已。	給分召放、青森追放。
	米町	福士長兵衛 福士伊右衛門	邪欲の者。寺屋与四兵衛跡について私曲、傍若無人の振舞。弟伊右衛門異見を加えず悪事を進め不届。	青森追放、御通筋・大場御構。
	米町	小川茂右衛門	諸人讒言、心底不宜。	青森町払。
	亀屋惣右衛門弟	宗次郎	商売方に事寄せ不届。貧窮者に難儀をかける。	青森町払、兄惣右衛門戸メ。
	本町	斉藤吉右衛門	相応の渡世にもかかわらず、老母を養育せず。また兄権太郎の難儀も助けない。商売も他の難儀を考えず、人道に背く。	青森町払。
	○本町斉藤吉右衛門兄	権太郎	弟吉右衛門不届に付、商売品を母養育の為に下し置く。	弟家屋敷・家財は吉右衛門妻子に下し置く。
	鳥壳藤七	不宜者、疑敷者引入、僉議を言い抜け不届。	本国秋田へ送り返し。	
	金沢忠兵衛	邪欲世間を憚らず、役人に我意を述べ不届。	本所内真部へ引き取り。	

「国日記」宝暦4年9月6日条より作成。なお、○印は前項の本町斎藤吉右衛門の処罰の後処理で、便宜的にここに入れた。

賞罰	役職等	名前	賞罰理由	賞罰内容
処罰	青森町同心警固	岡本与四郎 鈴木源次郎	勤方私曲、塩町の者から合力を得るなど、奉公人に不似合いの仕方、不届。	給分召放、五里四方追放。
	青森新町	四郎兵衛	無札で大工・木挽職、町同心稽古所建設の際、師匠寺町の喜右衛門の印を借り、作料受け取り、不届。	所払い。
	青森寺町木挽	喜右衛門	無札の弟子新町の四郎兵衛に木挽職をさせ、町同心稽古所建設の際、印を貸したことは不届。	職札取り上げのうえ、所払い。

「国日記」宝暦5年4月26日条より作成。同日、大工町名主東屋儀兵衛、「無札」の職人不吟味、職務緩せにつき「戸メ」。

れ、青森町民の懐柔が図られていることである。とくに、廻船問屋の中村弥三次は家業不如意にもかかわらず、「正直渡世」と賞誉されている。しかし、それらは、従来の湊支配のあり方に取って代わるべき存在として期待される伊勢屋の限らない藩権力への接近も意味している。このように、領内外の流通構造の変化とそれにもなう青森湊の相対的な地位の低下、それに「抜荷」という形でしか対応できなかった他の廻船問屋とは異なり、「山師」として経営を成り立たせ、また長崎俵物の集荷が任せられるなど、藩領を超えた経済関係と情報網を持った新たな青森商人として伊勢屋は成長していったのである。かくして伊勢屋市郎右衛門は、落合千左衛門となり、同時代の人間からは権力に阿る「てれん者」であり、また権力の手の内を知った「御用ざとく立障」という矛盾した性格を持つ人物として描かれることになったのであろう。

#### まとめにかえて―失脚後の落合千左衛門と伊勢屋―

しかしながら、そのような動きの外、青森における町年寄落合千左衛門の際だった治績を追うことは出来ない。それは宝暦改革の諸政策が執行されると、必ずしも町年寄という存在そのものには、改革を担うために設定された運送役や大庄屋のような位置づけが与えられなかったからである<sup>25</sup>。しかし、宝暦改革の終焉は青森湊にあって改革の一環として町年寄とされた落合千左衛門の凋落をも結果した。「国日記」宝暦八年（一七五八）十一月十四日条で、千左衛門は「勤方不宜」として、「役儀被召放、知行被召上」となり、代わって青森町年寄には村井伝右衛門が



復帰する。失脚後の落合千左衛門について、天明三年（一七八三）の青森騒動まで史料はほとんど書き残すことがない。すでに、「国日記」宝暦七年（一七五七）十一月二十七日条で当年四六歳で養子藤太郎を迎えており、伊勢屋としての経営からは手を引いていた可能性もあろう。

さて、「国日記」宝暦十一年（一七六一）十二月十五日条の「浦町組代官申立」に、吹雪で行き倒れとなった覚勝院（弘前覚仙町）町伊兵衛と「浄瑠璃太夫」に関わる記事がある。問題は「浄瑠璃太夫」とされた岸太夫が所持した、表4に一覧した差出・宛所が異なる多くの書状である。このうちに、伊勢屋五郎次から落合千左衛門に宛てた一通が含まれる。この「浄瑠璃太夫」岸太夫は、弘前の芝居集団の頭である太夫兵吉に確認したところでは、江戸者で五月に兵吉方に身を寄せ八月までその一座として働き、八月末に同座を離れた。その後は、葉売りとして在方を廻っていたという。十一月五日暮れ、鶴田村から弘前の兵吉宅に立ち寄り、六日に茂森町（覚勝院町）の伊兵衛と一緒に七日に青森に向かったという。

表4で、書状に差出・宛先に名が記されても、居住地や職業が分かるのはわずかである。居住地No.1・2は現在の鶴田町の亀田村・五所川原市の吹畑村、No.8に弘前茂森町、No.13に弘前覚勝院町（覚仙町）、No.17に青森大工町であるが、No.14の落合千左衛門は当然青森であろう。職としては、わずかにNo.1に庄屋、No.13に古道具屋を意味する「取売」がある。ただし、興行権の所有者で劇場の持主でもあるNo.12の座元（「座元内室」）のほか、No.10・19竹元、No.7・18四国・No.7・9嵐、No.7・8染川、No.11市川、No.13沢村など役者名を想起させる者が多い。このこと

表4 浄瑠璃太夫（岸太夫）所持書状一覧

No.	居住地	職	差出人	宛先	職	宛名	
1	亀田村		広瀬五郎三郎	→	吹畑村	庄屋	伝兵衛
2							齊藤熊之助
3							山科惣七
4							齊藤与右衛門
5							高橋四郎右衛門
6							村上兵吉
7	弘前茂森町		大黒屋権四郎	→			四国彦八
8							嵐市左衛門
9	(弘前)覚勝院町	取売	喜八	→			染川喜与三郎
10							嵐吉左衛門
11							中濃定八
12							市川太吉
13	青森大工町		越後屋弥太郎	→			座元内室
14							沢村四郎次
15							今村金次
16	青森大工町		竹元勤太夫	→			落合千左衛門
17							谷川喜三次
18							片岡沢右衛門
19							津川長八
							桑山喜兵衛
							四国彦八
							竹元勤太夫

「国日記」宝暦11年12月15日条より作成。

から、多くは、歌舞伎興行地である弘前・青森あるいはその周辺の村方に居住の者の可能性が高い。岸太夫は、葉売りとして現在の鶴田・五所川原から弘前・青森に行商しただけでなく、行商先で書状を預かりそれを届け、さらに顧客を広げ

ていたと考えられる。「浄瑠璃太夫」という経歴から歌舞伎芝居役者を廻り、また、庄屋や商人と思われる者、そして落合千左衛門へも出入りしていた。「浄瑠璃太夫」は芸能者としても日常的に出入りしていたことも考えられる。失脚後の落合千左衛門が、領内を移動する行商人、芸能者のネットワークをも利用しつつコミュニケーションを図っていたであろうことが判明する。「風雅ニして俳道ニも達し」と言われる理由でもあろう。

落合千左衛門の失脚後、伊勢屋自体はどうなったのであろうか。それが分かるのは、青森町奉行が二人とも「遠慮」に処せられた「国日記」安永二年（一七七三）六月三日条である。青森町奉行が「遠慮」としたのは、青森町の治安悪化が顕著となったためである。「国日記」安永二年（一七七三）三月十日条では、勘定奉行が青森の「用心向不宣」ため「両浜」へ「火之廻」の役人を派遣するように命じられ、青森町奉行には青森御蔵近くで連日「投火」があり、「御用心向不宣」として町役に昼夜用心させることが申し付けられている。しかし、連日の「投火」は止むことがなかった。「国日記」安永二年（一七七三）三月二十九日条では青森町奉行に「投火」や博奕の取り締まりを急度申し付けるまでになっていた。

青森町奉行が「遠慮」となった「国日記」安永二年（一七七三）六月三日条は、ついで青森町の状況を記している。注目されるのは、近年の「風俗不宣」状況の象徴として伊勢屋の一件が記されていることである。

<sup>(第1項)</sup>一、青森町の儀、近年風俗不宣、御取扱之儀共申出、殊ニ此度伊勢

屋藤太郎より寅・卯兩年之御役錢不納残り有之上、御停止木伐取

候過料錢上納取延願之儀、甚不届之至ニ候、必竟同所町年寄兩人共取扱方緩せに相聞得、御メり合共不宣、不埒之至候、依之兩人共急度戸メ申付旨、同所町奉行代江可被申通旨、進藤庄兵衛江申遣之、

<sup>(第2項)</sup>

一、青森町伊勢屋藤太郎儀、寅・卯兩年之御役錢不納有之上、御停止木伐取候過料錢上納取延之儀願申出、当人兼蔵儀は未幼少之由、山所取扱之儀は藤太郎取扱候由、依之兩人共不埒之者共ニ付、急度可申付候得共、御憐愍を以上納錢残り分之儀は皆捨申付、兩人共戸メ申付之、尤過料錢之儀は早速上納候様申付候間、此旨同所町奉行代江可被申通旨、進藤庄兵衛江申遣之、勘定奉行江も知せ申遣之、

第1項では、千左衛門の養子となった伊勢屋藤太郎が、「寅・卯兩年」、すなわち明和八年・安永元年の「御役錢」を不納し、さらに「御停止木伐取候過料錢上納取延願」を提出したことは「甚不届」としている。ここから、①伊勢屋の経営が行き詰まっていたこと、②なお「山師」として山林経営には携わっていたものの、「御停止木材」伐採の過料錢も支払えない経営状況になっていたことがわかる。第2項では、伊勢屋藤太郎が「御役錢」を未納し、過伐採の過料の上納延期を願い出たが、「当人兼蔵儀は未幼少之由、山所取扱之儀は藤太郎取扱」としている。つまり、伊勢屋は町人（廻船問屋）としての経営は兼蔵が、「山師」としての経営は「当人兼蔵儀は未幼少之由」を理由に藤太郎が分掌していたということになる。

第1項と第2項から、この時点では表向きは千左衛門はまったく伊勢

屋の経営に関わりを持っていない。この時、前述の養子願いの際に記された年齢から、千左衛門は六二歳、藤太郎は三五歳となっている。兼蔵は「未幼少」とされている。藤太郎の子の可能性が大きい、千左衛門の年をとつての実子でそのため幼少ながらすでに廻船問屋を任されていた可能性もあろう。この伊勢屋の一件は、伊勢屋の経営の逼迫というだけでなく、そうした町役銭や過料銭の滞りという失態は「必竟同所町年寄両人共取扱方緩せ」のためで、「御メリ合共不宜、不埒之至」りとされている。「国日記」安永二年（一七七三）六月八日条の「青森町奉行代申立」によって、町年寄であつた佐藤理左衛門・村井新助の両人は同様に「戸メ」となり、青森大町名主甲屋六右衛門と米町名主近江屋理助が町年寄代に申し付けられた。許されたのは七月二十三日になつてからであつた。

## 註

(1) 青森町騒動については多くの研究があり、とくに原田伴彦「近世都市騒擾覚書」(『経済学雑誌』三四―一・二合併号、一九五六年。のちに、『日本封建都市研究』東京大学出版会、一九五七年、に所収)が「極めて高度の反封建的な政治闘争」と評価し、林基「宝暦―天明期の社会情勢」(『岩波講座日本歴史12近世4』一九六三年。のちに、『続百姓一揆の伝統』新評論、一九九七年、所収)で「市民的反対派の闘争」として意義づけられた。惣町一揆の典型であり、廻米停止の要求を掲げた反封建闘争として、民衆史研究に受け継がれた。しかし、騒動の際の要求などは、後世の編纂物に依拠したものであつた。こうした研究方向に新たな視点を加え研究レベルを上げたのは岩田浩太郎『近世都市騒擾

の研究―民衆運動史における構造と主体―』(吉川弘文館、二〇〇四年)、第十章である。米改めの展開や騒動の主体性の実態分析が行われている。

(2) 『新青森市史』通史編第二巻近世(青森市、二〇一二年)では「青森騒動は、青森町人による既存の有力商人(町人)への抵抗運動としてとらえることができ、千左衛門という有力町人が打ちこわしの首謀者になつたのは、千左衛門自身が旧勢力とその利権の打破を目指していたからである。青森騒動は、旧来の米を中心とする商人・流通体制への抵抗であり、弘前藩流通の要であつた青森町が大きな転換点を迎えたことを示す出来事であつた。」(同書五七三頁)としている。

(3) 『青森市沿革史』(青森市市史編纂係、一九〇九年)では、「(编者)曰く、(略)吾謂ふ、専右衛門(千左衛門)は義狭人なり、寺小屋(マヤ)と雖亦一郷の先生なり、自ら謂らく、吾れ齡、已に古稀に達し、且夕も凶り知るべからず、許多盛莊の子弟を傷けんより寧ろ身を以て其責に当らんには杉畑嘯集は万々止むを得へからざるに出づるものにし、佗暴悪の手段あるに非らずと、当時糾弾官も挙て心に肯するものゝみに非ず、必ずや辞色の間に、其義俠心を洞察せしもの有らん故に、如此の大獄にして僅に一・二月にして容易にこれを断せしに非ずや」などと、その「義俠心」を顕彰する(同書一二九頁)。

(4) 村井氏は寛永三年、青森派はらの成立時から同新助が、佐藤理右衛門とともに町頭(町年寄)となり、代々、世襲する。

(5) 『新青森市史』資料編4近世(2)(青森市、二〇〇四年)、三八五―三八七頁。高照神社の祭司役後藤兵司が、宝暦改革の顛末を記録したものであるが、その内容が、乳井の政策に対して極めて批判的であること知られている。

(6) 八代藩主津軽信明の「在国日記」(国文学研究資料館蔵)では、寛政二年八月二十一日条で青森町年寄の「見聞書」の作成を命じ、九月二十

九日条で「不埒」の見聞書が出され、同十月十日条で他の役人・医者 of 怠慢への処罰と並び「青森町年寄兩人博奕宿致不届二付取放之義、夫々書付相渡」とあり、町年寄でありながら自ら博奕に関わり処罰されている。ただし、この時の青森町年寄は村井新助と佐藤理左衛門。「国日記」では寛政二年十月二十六日条で「博奕之党を取宿」して知行召上・町役取り放ちになった。村井は代替わりしている。町年寄兩人とも「博奕」に関わつての処罰は、世襲制による倫理観や社会性の欠如ともいえ、伊勢屋市郎右衛門が登用された背景にも通じるかと思われる。

(7) 『平山日記』（青森県文化財保護協会、一九六七年）。国書刊行会、復刊本による。

(8) 弘前市立弘前図書館蔵。弘前藩庁日記のうち、国許の日記。「国日記」と略称。

(9) 青森市三内の落合千左衛門の墓の隣りに十右衛門の墓石も立つ。

(10) 浪川「享保期の藩政と民衆動向」（沼田哲編『東北』の成立と展開）、岩田書院、二〇〇二年。六五～七二頁。

(11) 「か、屋弥三兵衛」と「加賀屋弥惣兵衛」を同一人とするのは、いずれも廻船問屋で、以降、その名が見られなくなるからである。

(12) 廻船問屋の多くは、廻船問屋としての経営を中核としながらも、多様な生産活動を展開する。例えば、中村弥惣治は『青森市沿革史』元禄十五年七月に青森町奉行永沢武右衛門を介して塩釜の鑄造を願ひ出ている。それによると、これまで使用されてきた貝殻を焼いて作った貝灰を塗布した釜は昼夜を分かつた薪を燃焼させるが、作られる塩は一石三斗から四斗で、雨がかかれば釜が痛み、また大量の薪を消費するという。このため、鉄製の釜を製造したいという内容である。領内への売り込みが目的であった。

(13) 飛驒屋と栖原の関係については、田島佳也『近世北海道漁業と海産物

流通』（清文堂、二〇一四年）、第一章二、による。

(14) 加藤晴美「元文期盛岡藩領における山地景観とその利用形態―山林荒廃との関わりから―」（浪川編『近世の空間構造と支配―盛岡藩にみる地方知行制の世界―』、東洋書院、二〇〇九年）

(15) そのほか、「御救」として伐採した木材を摺白・きつ・鉄台などに加工し売り出している。浪川『難儀』と『御救』―弘前藩領にみる一八世紀前半の地域変容―（浪川健治、デビッド・ハウエル、河西英通編『周辺史から全体史へ』、清文堂、二〇〇九年）。寛延期以外については、萱場真仁「寛政改革期の弘前藩林政と山方・郡方の対立」（徳川林政史研究所『研究紀要』53、二〇一九年）、同「弘前藩における『御救山』再考―天保飢饉を中心に―」（『学習院文学部研究年報』66、二〇一九年）などが詳しい。

(16) 末木、うらき。樹木の先のほう。こずえ。枝木の意味。木の幹、また、根もとに近い部分は本木、もとき、と称する。

(17) 弘前藩領の有力町人の山林伐採への関わりは、弘前茂森町名主山科仁右衛門にみられる。「国日記」寛保元年五月二十三日条の「山科仁右衛門の「御触山」の「杣入」願では、a「鹿子御山沢々不残」、当酉年（寛保元年）より「丑之年（延享二年）」までの五ヶ年間の「杣取」を「御礼金七千八百五拾両」、うち二八五〇両は「御証文引替上納」とし、残五〇〇〇両は来年五月中に上納する。b「江戸金主」は「末木にて一丈六寸角・二間五寸角杣取」要求、礼金は八四〇〇両。c「山科仁右衛門・同苗熊之助」は一四〇〇両を「御証文引替上納」、三〇〇〇両と四〇〇両は江戸表で七月中旬に上納するが、「礼金」は江戸の「金主」が用立てる、としている。この江戸の「金主」は、江戸鉄炮津の栖原角兵衛と深川の館屋清次郎である。こうした背景が、伊勢屋市郎右衛門の場合にも存在していた可能性は高い。



- (18) 弘前市立弘前図書館蔵。「木立日記」とも称する。
- (19) 寛文十一年に、青森町の東端を流れる堤川に橋が架けられ「堤大橋」と称した。
- (20) 「外ヶ浜御師頭」は、安方など青森周辺漁村を除く、陸奥湾添いの漁師の統制に当たる。鱒ヶ沢には同じく「西浜御師頭」が置かれる。
- (21) 浪川「一八世紀におけるリスクとしての飢饉―社会的リスクとしての寛延飢饉―」(河西英通・浪川健治編『グローバル化の中の日本史像』、岩田書院、二〇一三年)。とくに三五〜三八頁。
- (22) 『青森県史 通史編2 近世』(青森県、二〇一八年)、四二七〜四三八頁。
- (23) 前掲浪川(21)、四一頁。
- (24) 「津軽編覧日記」では、宝暦三年九月に新たに佐藤伝左衛門が勘定惣調御用、乳井貢が同手伝となった。その下に勘定所惣調御用懸が置かれ強化が図られる。
- (25) 宝暦改革の際の諸役職については、『青森県史 通史編2 近世』(青森県、二〇一八年)、四三二〜四三九頁。
- (26) 弘前藩領の歌舞伎を中心とした芸能集団については、浪川「津軽之喜大夫」考―元禄―享保期における弘前藩領の歌舞伎集団と自己認識―」(『弘前大学國史研究』129、二〇一〇年)、同「幕末における芸能興行とその受容―弘前藩領をめぐる動向と娯楽享受―」(『歴史人類』39、二〇一一年)。
- (27) この動き自体が、弘前藩に入り込んだ「他領者」のなかで、定着型ではない営みの具体例の一つとして注目される。

(なみかわけんじ・筑波大学名誉教授)